

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
商標法（第五条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 商標登録及び商標登録出願（第三条 第十三条の二）</p> <p>第三章 審査（第十四条 第十七条の二）</p> <p>第四章 商標権</p> <p>第一節 商標権（第十八条 第三十五条）</p> <p>第二節 権利侵害（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第三節 登録料（第四十条 第四十三条）</p> <p>第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）</p> <p>第五章 審判（第四十四条 第五十六条の二）</p> <p>第六章 再審及び訴訟（第五十七条 第六十三条の二）</p> <p>第七章 防護標章（第六十四条 第六十八条）</p> <p>第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例</p> <p>第一節 国際登録出願（第六十八条の二 第六十八条の八）</p> <p>第二節 国際商標登録出願に係る特例（第六十八条の九 第六十八条の三十一）</p> <p>第三節 商標登録出願等の特例（第六十八条の三十二 第六十八條の三十九）</p> <p>第八章 雑則（第六十八条の四十 第七十七条の二）</p> <p>第九章 罰則（第七十八条 第八十五条）</p> <p>附則</p> <p>（商標登録の査定）</p> <p>第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 商標登録及び商標登録出願（第三条 第十三条の二）</p> <p>第三章 審査（第十四条 第十七条の二）</p> <p>第四章 商標権</p> <p>第一節 商標権（第十八条 第三十五条）</p> <p>第二節 権利侵害（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第三節 登録料（第四十条 第四十三条）</p> <p>第四章の二 登録異議の申立て（第四十三条の二 第四十三条の十四）</p> <p>第五章 審判（第四十四条 第五十六条の二）</p> <p>第六章 再審及び訴訟（第五十七条 第六十三条の二）</p> <p>第七章 防護標章（第六十四条 第六十八条）</p> <p>第八章 雑則（第六十八条の二 第七十七条の二）</p> <p>第九章 罰則（第七十八条 第八十五条）</p> <p>附則</p> <p>（商標登録の査定）</p> <p>第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。</p>

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

第一節 国際登録出願

(国際登録出願)

第六十八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）（第二条(1)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）をしなければならぬ。この場合において、通商産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）
二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

2| 国際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。

3| 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国の
国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4| 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三条(3)の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護

標章の写しを願書に添付しなければならない。

第六十八条の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二条(1)に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付しなければならない。

2) 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならぬ。

3) 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

（事後指定）

第六十八条の四 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第三条の三に規定する領域指定（以下「領域指定」という。）であつて国際登録後のもの（以下「事後指定」という。）を特許庁長官にすることができる。

（国際登録の存続期間の更新の申請）

第六十八条の五 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第七条(1)に規定する国際登録の存続期間の更新（以下「国際登録の存続期間の更新」という。）の申請を特許庁長官にすることができる。

（国際登録の名義人の変更の記録の請求）

第六十八条の六 国際登録の名義人又はその譲受人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第九条に規定する国際登録の名義人の変更（以下「国際登録の名義人の変更」という。）の記録の請求を特許庁長官にすることができる。

2) 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務¹こと又は国際登録が効力を有する締約国²にすることを

ことができる。

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 第七十七条第二項において準用する特許法第七十条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八条第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

(通商産業省令への委任)

第六十八条の八 第六十八条の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第二節 国際商標登録出願に係る特例

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条(4)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。)(にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」という。)(に記録された日(以下「事後指定の日」という。)(にされた商標登録出願とみなす。)

2) 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は
名称及びその住所

商標登録出願人の氏名又は名
称及び住所又は居所

国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

(国際商標登録出願の出願時の特例)

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定)以下この章において「国際商標登録出願」という。()に係る登録商標)以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。()がその商標登録前の登録商標)国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。()と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2| 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

(出願時の特例)

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(出願の分割の特例)

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。

(出願の変更の特例)

第六十八条の十三 国際商標登録出願については、第十一条及び第六十五条の規定は、適用しない。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十四 国際商標登録出願についての第十二条の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2) 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(商標登録出願により生じた権利の特例)

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2) 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)
第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

(補正後の商標についての新出願の特例)

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2) 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本を送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする⁹。

2) 国際商標登録出願についての第十八条第三項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

(国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登

録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

- 2| 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。
- 3| 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

（国際登録に基づく商標権の存続期間）

第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

- 2| 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。
- 3| 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとす。

- 4| 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのほつて消滅したものとみなす。

（存続期間の更新登録の特例）

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十九条から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

- 2| 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新

登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

(商標権の分割の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の規定は、適用しない。

(団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2) 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の三の規定は、適用しない。

(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2) 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2) 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において読み替えて準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処

分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2| 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二(第五十五条の二第二項)第六十条の二第二項において準用する場合を含む。()において準用する場合を含む。()又は第十五条の三(第五十五条の二第二項)第六十条の二第二項において準用する場合を含む。()において準用する場合を含む。()の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができる。

2| 国際商標登録出願については、第六十八条の四十の規定は、適用しない。

(例) (指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例)

第六十八条の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号」とあるのは、「第三十三條第一項、第六十八条の二十五第一項若しくは第六十八条の二十六第一項」と、「第七十一条第一項第一号」とあるのは、「第六十八条の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一条第一項第一号、第六十八条の二十七第二項」とする。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7) (a) に規定する個別の手数料()以下この条において「個別手数料」という。()として、「一件」

- とに、四千八百円に一の区分につき八万円を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。
- 2) 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。
- 3) 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

（通商産業省令への委任）

第六十八条の三十一 第六十八条の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第三節 商標登録出願等の特例

（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例）

第六十八条の三十二 議定書第六条(4)の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。

2) 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日（同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日）にされたものとみなす。

- 一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。
- 二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商標と同一であること。
- 三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の

国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

3| 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。

4| 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第二項の規定による優先権が認められていたときも前項と同様とする。

5| 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部（第六十八條の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。）」とする。

（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）

第六十八條の三十三 議定書第十五條(5)(b)の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条(1)の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2| 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五條(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

（拒絶理由の特例）

第六十八條の三十四 第六十八條の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五條の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八條の三十二第一

項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2) 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六十八条の三十七及び第六十八条の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。)については、第十五条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

(存続期間の特例)

第六十八条の三十六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2) 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

(登録異議の申立ての特例)

第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同条中、「商標登録」とあるのは、「商標登録(旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録にあつては、もとの国際登

録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。」とする。

（商標登録の無効の審判の特例）

第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七条の規定の適用については、同条中「請求することができない。」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であっても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六条第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

（手続の補正）

第六十八条の四十 （略）
2 （略）

（手数料）

第七十六条 （略）
一～二 （略）

三 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする

（手続の補正）

第六十八条の二 （略）
2 （略）

（手数料）

第七十六条 （略）
一～二 （略）

者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)